

赤穂市水道事業基金条例施行規程を次のように定める。

令和7年12月16日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市上下水道事業管理規程第11号

赤穂市水道事業基金条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、赤穂市水道事業基金条例（令和7年赤穂市条例第55号）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 上下水道事業管理者は、赤穂市水道事業基金（以下「基金」という。）の経理を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

- (1) 水道事業基金管理台帳（様式第1号）
- (2) 水道事業基金明細簿（様式第2号）

(準用)

第3条 基金の出納その他の会計事務の処理については、この規程に定めるもののほか、赤穂市上下水道事業会計規程（平成26年赤穂市水道事業管理規程第1号）の規定を準用する。

付 則

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 赤穂市水道施設整備基金条例施行規程（平成8年赤穂市水道事業管理規程第3号）は、廃止する。

様式第1号

水道事業基金管理台帳

基金の積立繰入状況

(単位 円)

年度	年月日	事由	増加額	減少額	基金残高

年度水道事業基金明細簿

現在日月(年月)